

企画提案仕様書

1 募集業務の概要

- (1) 業務名 和7年度京丹後市地域おこし協力隊中間支援推進業務
- (2) 業務期間 契約締結日の翌日から令和8年3月31日まで
- (3) 契約形態 委託契約
- (4) 見積上限額 2,000,000円（消費税及び地方消費税を含む）

2 趣旨・目的

市は、地域おこし協力隊の活動を活性化させることにより地域課題の解決や地域力の総合的な向上を推進していますが、隊員の日々の活動をより円滑にするための活動支援、また任期終了後の定住促進に向けた起業やキャリア形成を行っていく上での支援が課題となっています。

市では、地域おこし協力隊が任期中の充実した活動が実施できること、また任期終了後のキャリアプランや事業構想を描けるようになることを目的とした支援を進めるため、本業務を行う事業実施者を募集します。

3 業務実施体制

(1) 推進担当者の配置

ア 受注者は、発注者（京丹後市、担当：地域コミュニティ推進課）および地域おこし協力隊との連絡窓口となる推進担当者を1名以上配置すること。

イ 推進担当者は、地域コミュニティ推進課との情報共有や協議を定期的に行い、事業の進捗確認・計画の修正を行いながら事業の推進に努める。

ウ 受注者は、SNSなどの情報伝達ツールを活用するなど、地域おこし協力隊から随時相談を受け付けられるシステムを構築すること。

4 業務内容

(1) ネットワーキング

ア 対 象

全隊員（R7年4月時点：11名） ※新規募集など対象が増える可能性あり

イ 内 容

隊員同士および市内外の事業者・団体・個人とのネットワークの構築を目的とした交流会を開催する。

ウ 備 考

OB・OGを含む京丹後市地域おこし協力隊のネットワークが構築できており、且つ協力隊活動や任期終了後の生業にも繋がる事業者・団体・個人などのネットワークが構築できていることをゴールイメージとし、様々な場所で様々な人との交流会を開催す

るものとする。

(2～3ヶ月に1回程度の開催をイメージ、必要であれば先進地などへの訪問提案も可)

(2) キャリア構想セミナーの実施

ア 対 象

概ね着任1年目から2年目の隊員(R7年4月時点:8名)

※新規募集など対象が増える可能性あり

イ 内 容

地域おこし協力隊の任期中はもちろん任期終了後も見据えた自身のキャリア形成を促すセミナーを開催する。※継続的に段階を踏みステップアップ

ウ 備 考

活動地域や自身を取り巻く内外の現状や課題が整理でき、自身のキャリアの方向性や起業を見据えた目標をイメージできている状態をゴールイメージとし、実際の業務執行にあたっては、対象となる協力隊の状況を見ながら、地域コミュニティ推進課と協議の上、決定するものとする。(2ヶ月に1回程度の集合研修を想定)

(2) 事業計画策定における支援

ア 対 象

概ね着任2年目から3年目の隊員(R7年4月時点:7名)

イ 内 容

キャリア形成セミナーで設定した目標の達成に向け、機業を想定したビジョン策定から財務計画に至る事業計画策定の支援を実施する。

ウ 備 考

事業計画が策定でき、行動を起こせる(トライアルができる)状態をゴールイメージとし、実際の業務執行にあたっては、対象となる協力隊の状況を見ながら、地域コミュニティ推進課と協議の上、決定するものとする。(少なくとも1～2ヶ月に1回の個別相談ミーティングや業種や方向性の近い協力隊同士のグループワークなどを想定)

5 業務の対象経費

(1) 人件費

本業務に従事する者の給料、通勤手当、社会保険料等

(2) 事業費

ア 本業務に従事する者の旅費

イ 業務で使用する車の燃料費

ウ 業務に係る通信運搬費(電話代・郵券料)

エ セミナーやイベントの開催に係る経費

オ その他業務の実施運営に伴う経費

6 事業の運営・報告等

- (1) 概ね月1回程度、定例会議を開催し、市と情報共有を図ること。
- (2) セミナーやイベントについては、実施ごとに実施概要、参加人数などをまとめた報告書を作成し、事業実施後速やかに提出すること。
- (3) 毎月の事業を完了したときは、業務実施の翌月10日までに業務完了報告書を市に報告すること。
- (4) 必要に応じて状況等を分析し、成果及び今後改善すべき課題の整理を行い、課題については、改善に向けて市と対応等を協議すること。
- (5) 有益な視察研修など、参加希望者から参加費用を徴収しての開催も可とする。その場合、参加者から徴収する費用は実費分（交通費・宿泊費など）のみとする。

7 その他業務の履行に当たっての留意事項

- (1) 業務実施者は、相談等により取得した個人情報については、京丹後市個人情報保護条例等に基づき、適正に管理し取り扱うこと。また、本事業が完了した後も同様とする。
- (2) 業務実施者は、業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。ただし、個別業務については、市の了解を得て第三者に委託することができる。
- (3) 業務実施者は、事業実施にあたり、委託契約書に明記のない事項及び事業実施上疑義が生じた内容等については、速やかに市と協議すること。
- (4) 業務実施者は、業務実施に伴い第三者に損害を与えた場合は、京丹後市の責に帰すべきものを除き、全て業務実施者の責任において処理すること。
- (5) その他、本仕様書に定めのない事項については、京丹後市と協議して決定すること。